行財政改革特別委員会

令和３年６月８日

企画部財政課

財源確保について

　新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動の抑制が余儀なくされており景気に大きな影響を及ぼしている。ワクチン接種も開始され、コロナ禍の脱却に向け明るい兆しも見え始めているが、依然として先行きは不透明な状況にある。

　区の歳入については、特別区民税および特別区交付金が根幹であり、両財源ともに税制改正や景気動向の影響を大きく受けるものとなっている。

１．令和３年度一般会計当初予算（歳入）

|  |  |
| --- | --- |
| 特別区税 | ４９３億９,１４０万円 |
| 特別区交付金 | ３８８億円 |
| 国庫支出金 | ２８５億８，１５３万１千円 |
| 都支出金 | １７１億１，７２４万６千円 |
| 繰入金 | １５２億５，３２３万７千円 |
| 地方消費税交付金 | １０２億９，０００万円 |
| 諸収入 | ６８億６，５０９万４千円 |
| 使用料及び手数料 | 　　　４２億７，６７７万５千円 |
| 特別区債 | 　　　３４億円 |
| 分担金及び負担金 | 　　　２４億７，１６１万６千円 |
| その他 | 　　　６０億３，３１０万１千円 |
| 合　計 | １，８２４億８，０００万円 |

２．特別区民税

特別区民税は収入があった翌年度に賦課されるため、令和３年度の所得の状況は、収納率に直接的に影響があることに加え、令和４年度の課税額に大きな影響を及ぼすこととなり、今後の景気動向に注視していく必要がある。

また、「ふるさと納税」の影響による減収が大きくなっている。

※令和３年度　特別区民税予算額　　462億1,700万円（前年度比▲18.1億円）

※令和２年度　ふるさと納税控除額　 24.4億円（前年度比　　＋1.3億円）

３．特別区交付金

　都区財政調整制度は、大都市としての都区制度の特殊性を踏まえて、地方交付税制度が都区合算で適用されることを前提に、都区間の事務配分や税配分の特例に対応して、都および特別区ならびに特別区相互間の財源を調整する制度である。

　交付金は、毎年度の都区協議を経て、都が条例に基づき、各特別区の基準財政需要額と基準財政収入額を算定し交付している。

　今後は、児童相談所関連経費などのほか、各区の需要額の実態に応じ交付されるよう都区間の配分について引き続き協議していく必要がある。

※令和３年度　都区財政調整フレーム当初見込額

9,787億1,700万円（前年度比▲340億5,900万円）

　　　　　普通交付金（95％）　9,297億8,200万円（前年度比▲323億5,500万円）

　　　　　特別交付金（ 5％） 489億3,600万円（前年度比▲17億300万円）

４．税制改正

　ふるさと納税制度、法人住民税の一部国税化、地方消費税清算基準の見直しなど、近年の税制改正により特別区の財政に多大な影響がでている。

　地方自治の本旨に基づいて住民自治が行えるよう、地方税財源の充実確保に向け、税制の抜本的な再構築を求めていく必要がある。

 ※地方消費税清算基準の見直し（平成30年度税制改正）

　　　　　　　消費指標（商業統計、経済センサス）75％　　⇒　50％

　　　　　　　消費代替指標（人口）　　　　　　　17.5％　⇒　50％

消費代替指標（従業者数）　　　　　 7.5％　⇒　廃止